

中泊町役場 ☎57-2111

小泊支所 ☎64-2111

町からのお知らせ

問 問合せ先 内 内線番号
☎ 電話番号 HP ホームページ児童扶養手当・
特別児童扶養手当
の支給額が変わります

問 役場福祉課福祉係 内 127

児童扶養手当・特別児童扶養手当は、毎年の消費者物価指数の変動に応じて手当額を改定する物価スライド措置がとられており、今回、「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」が、平成24年11月に成立したことから、平成25年10月分からの手当額が以下のとおり引き下げられます。
(-0.7%)

平成24年度 平成25年度

■児童扶養手当

全部支給(月額) 41,430円 → 41,140円

一部支給(月額) 41,420円 → 41,130円

～9,780円 ～9,710円

■特別児童扶養手当

1級(月額) 50,400円 → 50,050円

2級(月額) 33,570円 → 33,330円

なかどまり町民文化祭開催!

中里会場 中央公民館 ☎57-2341

小泊会場 教育委員会小泊事務所 ☎64-2679

皆さまのご来場、作品の出品など、町民祭へぜひご参加ください。期間中は地域連絡バスを運行しますので、ご利用ください。日程や内容は、パンフレットをご覧ください。

【小泊会場】

期間…10月26日(土)、27日(日)

場所…日本海漁火センター

【中里会場】

期間…11月1日(金)～11月3日(日)

※ただし11月1日(金)は小学校の学習発表会だけで、他のイベント、展示作品の鑑賞などは、11月2日～3日の2日間です。

会場…パルナス・中央公民館・体育センター・保健センター・福祉センター

〈出品作品例〉習字、絵画、写真、盆栽、文化刺繍、ちぎり絵、押し花、切り絵、凧絵、手工芸など。

※皆さんが日頃取り組んでいる作品を多数ご出品ください。

職場・グループ対抗カラオケ大会参加者募集!

■日時…11月2日(土) 午後6時～8時30分

■場所…体育センター

■資格…町内にある職場の従業員または在住のグループ

■選手編成…3人1組

■締切…10月25日(金) ただし10組限定としますので、申込多数の場合は先着順とします。

■申込先…中央公民館

年金相談会の実施について

問 役場町民課老年金係 内 134

日本年金機構弘前年金事務所職員が町にて年金相談会を実施します。

■日時…11月8日(金)

10時～15時

■場所…総合文化センターパ

ルナス 2F 研修室

■相談内容…年金給付及び国民年金納付相談

■相談受付…事前相談予約可能(予約なしでも受付します)

■予約受付先…弘前年金事務所

所 お客様相談室

電話 0172(27)1309

※代理人の場合は、「委任状

(任意のもので構いません)

「身分証明(運転免許証、

保険証など)」が必要です。

2013年漁業センサ

調査を実施します

問 役場総務課企画係 内 162

11月1日を基準日として、

2013年漁業センサ調査

が行われます。対象は小泊、

折戸、下前、袋内地区の漁業

経営体です。10月下旬頃から

調査員がうかがいますので、

ご協力をお願いします。

母子・寡婦家庭への福祉資金貸付

問 役場福祉課福祉係 内 127

県では、母子家庭・寡婦の人たちに、経済的自立と生活意欲の助成を図るため、福祉資金の貸付を行っています。

■対象者…平成26年4月に高

等学校、短期大学、大学、

専門学校などに進学または

修業施設に入所を希望する

児童を現に扶養している人

■対象となる資金…就学支度

資金・修学資金・修業資金

■申込期限…平成26年1月17

日(金)

広告

借金問題解決します

依頼すると支払いはずぐに止まります

借金の整理は実績・経験豊富な当事務所へ(農地や家屋の担保借入も解決します)

※当事務所では旧金木町出身の白川が相談窓口となつてい

ますので、津軽弁でお気軽にお電話下さい(土・日・祝日可)。

白川携帯 090-6793-9487 / E-mail nebuta@live.jp

森田文行法律事務所

〒231-0031 神奈川県横浜市中区万代町3-5-10シャロン横浜大通公園202号

電話 045-663-5511 / FAX 045-681-4366

弁護士 森田文行(横浜弁護士会所属)

相談料無料。長い取引や完済している場合は、払い過ぎを取り返します。

司法書士にご相談ください

高齢者・障害者のための成年後見、
相続・労働・借金問題など

問 青森県司法書士会 ☎ 017-776-8398

司法書士による無料相談会を開催します。成年後見・相続・労働トラブル借金問題について司法書士が無料で面談での相談に応じます。手話通訳者も常駐しますので、お気軽にご利用ください。

■日時…11月23日(土) 午前11時～午後4時

■場所…ヒロ口 3階 多世代交流室1・2

会場電話 0172-35-0154

※具体的な相談が必要になる場合は、別途費用がかかりますので、相談員にご確認ください。また、無料相談日以外でも青森県司法書士総合相談センター(電話0120-940-230)へご連絡いただくと相談のご案内やお近くの司法書士の紹介も行っています。

役場封筒への広告募集中

問 役場総務課広報係 内 162

封筒を作ります。3 枠掲載が可能です。

■作成する封筒…①定型長 3

縦235mm×横120mm

■広告のサイズ・位置・色

①定型長 3 縦50mm×横100mmで裏面に 3 枠、1 色刷(黒)

■作成枚数…20,000枚

■提出期限…10月22日(火)

■申込…申込書と広告案を総務課広報係へ提出してください。申込書は、ホームページからダウンロードもできます。

※封筒が作成され次第、町郵便物の郵送などに使用します。広告料など、くわしくはお問合せください。

図書館情報

今月のMiniコレクション

○10月7日はミステリー記念日…ミステリー小説の展示・貸出を行います。

新刊情報

『増山超能力師事務所』	菅田 哲也	文藝春秋
『ふたり女房』	澤田 瞳子	徳間書店
『爪と目』	藤野 可織	新潮社
『ファミレス』	重松 清	日本経済新聞社
『襲名犯』	竹吉 優輔	講談社

お金の暮らしに関する相談会
解決の糸口を見つけに行こう
問 消費者信用生活協同組合青森事務所
☎ 0120-102-143

町と連携して生活再建相談

事業を行っている消費者信用生活協同組合による無料相談会です。専門スタッフと弁護士がお金や暮らしの悩みについて、丁寧に聴き取りし、一緒に解決の糸口を見つけます。

■日時…11月9日(土)・10日(日) 午前10時～午後4時

■場所…消費者信用生活協同組合青森事務所(青森市新町1-2-18サンフレンドビル2階)

■相談例…生活資金が足りない、多額の借金がある、他人の保証人になっている、ギャンブルで散財したなど
相談料は無料

台風18号の被災に対する県税の減免措置

問 西北地域県民局県税部
☎ (34)2111

県では、平成25年台風18号により被害を受けた人が、県税の減免や申告、申請、請求その他書類の提出または納付の期限の延長および県税の徴収を猶予できる制度があります。詳しくは問合せ先まで。

健康増進無料ボウリング教室

問 サンサンボウル事務局
☎ (25)3813

無料教室を開催します。

■日時

① 11月11日(月) 19時～

② 11月13日(水) 13時30分～

③ 11月15日(金) 19時30分～

■場所…サンサンボウル

■対象…西北五地域に在勤・在在のみなさん

■受講料…無料(テキスト代、傷害保険料500円かかります)

■後援…つがる市、中泊町体育協会ほか

求職者支援訓練のお知らせ

問 ラソ・パソコン教室
☎ (26)6861

医療・調剤薬局事務科

①募集期間…10月1日～11月1日

②訓練期間…12月2日から半年間 9時～15時50分

③定員…13人

④受講料…無料(教材費は10,180円自己負担)

⑤申込方法…ハローワーク職業訓練窓口へ相談し、申込書を訓練施設へ提出。(職業訓練受講給付金が利用可)

※詳しくは問合せ先まで。

10月31日は

町・県民税 3期

国民健康保険税 4期

の納期限です。忘れずに納めましょう。

※口座振替をされている人の引き落とし日は10月25日(金)です。残高をご確認ください。

問 役場税務課課税係
☎ 144・145

町有地売却のお知らせ

園役場財政課管財係 内224

入札物件

(1)旧尾別小学校グラウンド用地
所在地：中泊町大字尾別字
小谷26番地1

■地 目：学校用地

■面積：733.3㎡

■予定価格(最低売却価格)
16,500,000円

(2)旧尾別小学校教員住宅及び
用地

■所在地：中泊町大字尾別字
胡桃谷1番地18

■地 目：宅地

■面積：241.06㎡

■延床面積(車庫含)
93.71㎡

■予定価格(最低売却価格)
1,700,000円

(3)小泊旧教員住宅及び用地

■所在地：中泊町大字小泊字
砂山1078番地48

■地 目：宅地

■面積：464.02㎡

■延床面積

25号 75.33㎡

26号 75.33㎡

■予定価格(最低売却価格)

2,304,000円

(4)入札参加資格

一般競争入札に参加できる者は、中泊町に住所を有する者とする。ただし、次に掲げる要件のいずれかに該当する者は、入札に参加できない。

①地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項の規定により当町の一般競争入札に参加できない者。

②地方自治法第238条の3に規定する公有財産に関する事務に従事する職員。

③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体及びこれらの構成員並びにこれらのものから委託を受けている者。

(5)説明会及び入札の日時・場所

○説明会：10月23日(水)午前10時30分 役場研修所2F

○入札：10月31日(木)午前10時30分 役場研修所2F

(6)契約及び代金の納入

説明会でお知らせします。(印鑑持参)

(7)その他

説明会時に入札参加の受付をします。受付していない人は入札に参加できません。

申込み売却物件 ②

みなと団地(下前地区) 宅地分譲

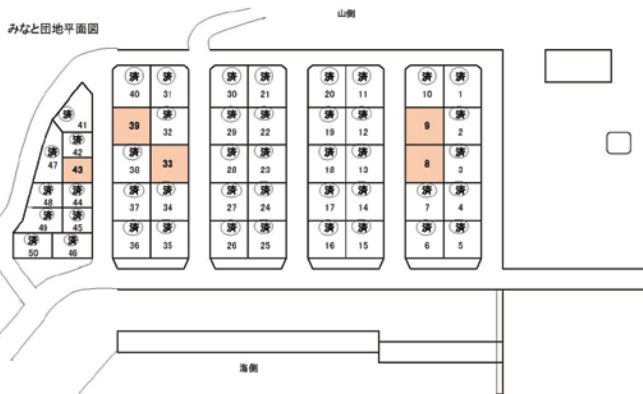
下前地区の「みなと団地」を分譲しています。住宅用地が4区画、倉庫用地1区画が残っていますので、ご希望の方は担当課までお問合せください。

■申込受付…10月23日(水)から

※11月分は月末とりまとめ(区画が重複した場合は抽選)、12月からは先着順とします。

※申込み多数の場合は抽選といたします。

区画番号	面積	売却価格
宅地用地 8	239.05㎡	2,892,505円
宅地用地 9	239.25㎡	2,894,925円
宅地用地33	238.50㎡	2,909,700円
宅地用地39	239.41㎡	2,896,861円
倉庫用地43	138.99㎡	1,528,890円



申込み売却物件 ①

中泊町給食センター隣接地の売却

■所在地…中泊町大字今泉字布引115番地92
ほか2筆

■地 目…宅地

■面積・売却価格

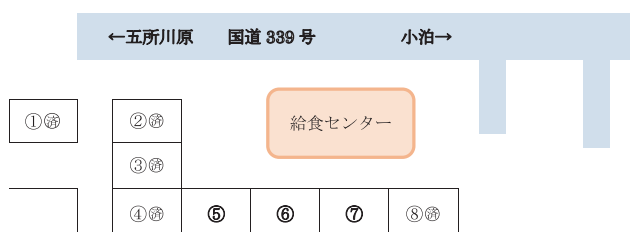
区画番号	住所	面積	売却価格
⑤	大字今泉字布引115-92	330.58㎡	1,216,534円
⑥	大字今泉字布引115-93	330.59㎡	1,216,571円
⑦	大字今泉字布引115-94	330.60㎡	1,216,608円

■資 格…町に住所を有する人で、未成年者・破産者でないこと

■売却条件…悪臭など隣接の給食センターに悪影響を及ぼさないこと

■申込受付…10月23日(水)から

※11月分は月末とりまとめ(区画が重複した場合は抽選)、12月からは先着順とします。



MOA美術館 中泊児童作品展、巡回展

問 作品展事務局 ☎ 57-2752

◎児童作品展

町内小学生の力作が一堂に展示されます。ぜひご覧ください。

■日時…10月19日(土) 午前9時～午後4時
20日(日) 午前9時～午後3時

■場所…中央公民館大ホール・大広間

■表彰式…10月20日(日) 午後2時

◎子どものための巡回展

～歌川広重 東海道五十三次(保永堂版)～
日本橋、庄野など代表作を展示します。

■日時…10月12日(土)
午前9時30分～11時30分

■場所…中央公民館

※学芸員の美術セミナーも開催します。

原まで。
加入手続きのご相談、お問合せは、ハローワーク五所川原まで。

■雇用保険…労働者が失業したときに、生活安定及び再就職促進のための失業給付を行います。

■労災保険…業務災害や通勤災害で負傷したときに、保険給付を行います。

労働者を1人でも雇用している事業主(農林水産業の一部を除く)は、労働保険(労災保険・雇用保険)に加入する義務があります。

11月は「労働保険適用促進強化期間」労働保険の加入手続きはお済みですか?
問 ハローワーク五所川原 ☎ (34)3171

表示登記無料相談会

問 青森県土地家屋調査士会 ☎ 017(722)3178

「土地家屋調査士」は、表示に関する登記・筆界特定の専門家です。あなたに代わって、手続きを代行します。

土地の境界問題でお困りの人、建物や土地の表示に関する登記・筆界特定などのご相談を、次の日時・場所で開催します。

■日時…11月2日(土)

午前10時～午後3時30分

■場所…青森地方方法務局五所川原市支局

※当日は、電話による無料相談も行います。お問合せ先へお電話を。

裁判員制度「まもなく名簿記載通知を発送します」

問 青森地方裁判所刑部訴訟係 ☎ 017(722)5471

■裁判員候補者名簿

裁判員候補者名簿は、市区町村の選挙管理委員会が選挙人名簿からくじで無作為抽出した名簿を元に、全国の裁判所で作成されます。

■裁判員候補者名簿記載通知

平成26年の裁判員候補者名簿に登録された人には、本年11月中旬に名簿に登録されたことを通知します。通知は来年2月ころから平成27年2月ころまでの間に裁判所にお越しただき、裁判員に選ばれた可能性のあることを事前に伝え、心づもりをしていただくためです。この段階では、まだ具体的な事件の裁判員候補者に選ばれたわけではなく、すぐに裁判所にお越しいただく必要はありません。また、名簿記載通知と併せて調査票を送ります。裁判員候補者の事情を早期に把握し、1年を通じて明らかに辞退が認められる場合に裁判所にお越しいただくことのないようにするため送るもので、お尋ねする項目に該当のない人は返送不要となります。

辞退の申し出ができる時期や期間に制限はありません。この調査票で辞退を申し出なかった場合でも、実際の事件の裁判員候補者に選ばれた際に送る質問票で辞退を申し出ること、または裁判の当日に辞退することが可能です。裁判員制度にご理解ご協力をお願いいたします。

青森県最低賃金改正のお知らせ

問 青森労働局労働基準部賃金室 ☎ 017-734-4114
HP <http://aomori-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>

青森県最低賃金が改正されます。金額は次のとおり。

■時間額…665円

(本年10月24日から)

青森県最低賃金は、県内で働く全ての労働者と、労働者を1人でも使用している使用者に適用されます。

製造業と小売業の一部には、特定(産業別)最低賃金が定められています。くわしくは、ホームページからご覧になれます。

心配ごと相談 町社会福祉協議会

中里地域

10月23日 竹内恭一、荒関徳勝
11月13日 宮越優子、馬場百合子

相談場所 役場相談室
相談時間 午前9時～午後2時

小泊地域

10月16日 藪田由比子
秋田谷徳美

相談場所 日本海漁火センター
相談時間 午前9時～午後2時

なんでも行政相談

日時…10月21日(月) 午前9時～12時

場所…武田公民館

行政相談委員…秋元武弘、藪田由比子

※行政相談は、住民から寄せられた苦情や意見・要望を、住民と関係行政機関との間に立って、公正・中立な立場から必要なあつせんを行い、その解決や実現の促進を図ります。

博物館ニュース

Museum News

VOL.34

【39-1111】

◆秋の企画展「懐かしの商店街
—奥津軽の商工業—」開催！



商店グッズや職人の道具を幅広く展示するとともに、中泊地域の商工業の移り変わりについて紹介します。

■会期：10月19日(土)～12月22日(日) 午前9時～午後4時45分／
■休館日：毎週月曜・第4木曜・祝日／
■入館料：通常料金(一般200円、高校学生100円、小・中学生50円)

◆博物館(学芸員)実習！

残暑のなか博物館実習が実施され、筑波大学3年佐々木雄大



さん(むつ市)が、一週間にわたる実習生活に挑みました。博物館資料の整理作業や企画展調査から、こども教室・企画展立案など、実践的なカリキュラムを積極的にこなしました。

◆高校インターンシップ！

中里高2年鎌田瑞生、金木高2年加藤敦士・中谷紗季さんが、図書館・博物館でインターンシップ(就業体験)を行いました。3日間の期間中、開館準備やライト交換、分館整理・企画展準備など、細かい作業から力仕事まで多彩な仕事を体験しました。



◆中里中職場体験！

このほど中里中3年三上捺輝・工藤朋哉・中村麗菜・菊池亮祐さんが、博物館の仕事を体



験しました。企画展準備や博物館資料の取り扱い・撮影法など、慣れない仕事に緊張の面持ちで取り組んでいました。

◆武田小・薄市小出前授業！

武田小は、学校周辺の文化財探検。昔の岩木川の流路や堤防、江戸時代の庚申塔・甲子塔、猿賀神社・般若寺にある文化財など、岩木川と密接に結び付いた武田地区の歴史について学習しました。



薄市小のテーマは、地域の歴史学習。博物館で原始から現代までの歴史を学んだ後、県史跡中里城遺跡へ向かいました。現地では、縄文・平安・室町時代における遺跡の状況や時代背景などについて学習しました。



119 —消防&救急—

秋の火災予防運動が始まる

10月21日(月)～27日(日)までの一週間、県内一斉に「消すまでは 心の警報 ONのま」を統一標語に秋の火災予防運動が行われます。

火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、地域の皆さんが安全で住み良い町になるように火災予防運動を頑張っていきたいと思えます。そこで、「住宅防火のちを守る7つのポイント」を紹介します。3つの習慣・4つのポイント〈3つの習慣〉

- ・寝たばこは絶対やめる。
- ・ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ・ガスコンロなどのそばを離



れるときは、必ず火を消す。〈4つの対策〉

- ・逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ・寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。
- ・火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。

- ・お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

この事をふまえて、火災予防運動期間中だけでなく、日々の生活にも役立ててください。

消防・救急要請は119番へ

6月3日より高機能消防指令台へ切り替わり、119番通報を受けた際、災害現場が瞬時に特定できるようになりました。

そのため、各消防署の電話番号に連絡するより、119番通報した方が出動はよりスムーズとなります。

消防・救急要請をする際は、119番への通報にご協力ください。